

參考資料

【参考資料】 男女共同参画データの全国比較

静岡県の男女共同参画に関するデータを全国のデータと比較すると、全国の中での静岡県の男女共同参画の実態が見えてきます。

1 意識

項目	静岡県	全国	順位	出典
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	61.7%	54.3%	—	静岡県 ・県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2017)
【参考】 県政世論調査 (2018)	64.0%	(49.4%)		
女性の職業について、「子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい」と答えた人の割合	40.4% (36.6%)	54.2% (44.8%)	—	内閣府 ・男女共同参画社会に関する世論調査(2016) ・【前回調査】女性の活躍推進に関する世論調査(2014) ()は前回調査の数値
女性の職業について、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人の割合	35.5% (37.5%)	26.3% (31.5%)	—	

2 県・市(区)町村の状況

項目	静岡県	全国	順位	出典	
男女共同参画に関する条例の制定状況	市(区)	56.5% (56.5%)	59.7% (58.8%)	—	静岡県 ・県男女共同参画課調べ (2018) 2018.4.1現在 内閣府 ・「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2018) ()は静岡県、全国ともに2017年度調査の数値
	町村	0.0% (0.0%)	17.3% (16.8%)	—	
	全体	37.1% (37.1%)	37.1% (36.5%)	(21位)	
男女共同参画に係る計画の策定状況	市(区)	95.7% (95.7%)	97.2% (96.4%)	—	
	町村	75.0% (83.3%)	58.5% (56.6%)	—	
	全体	88.6% (91.4%)	76.6% (75.2%)	25位 (20位)	
審議会等委員への女性の登用状況(法律・政令による審議会) *2017年県は6.1現在	県	32.0% (32.1%)	32.5% (31.9%)	25位 (19位)	
	市(区)町村	27.0% (26.6%)	26.6% (26.2%)	22位 (22位)	
女性管理職(本庁課長相当職以上)の登用状況	県	9.4% (7.7%)	9.7% (9.0%)	18位 (26位)	
	市(区)町村	12.8% (12.1%)	14.7% (14.1%)	(31位)	
職員採用に占める女性の割合	県	28.9% (31.0%)	35.1% (35.3%)	(37位)	
議会における女性議員の状況 (総務省資料より 上段:H29.12.31現在、 下段:H28.12.31現在)	県	4.3% (4.3%)	10.1% (9.9%)	43位 (44位)	
	市(区)	13.7% (12.9%)	14.9% (12.9%)	17位 (17位)	
	町村	10.9% (10.9%)	9.9% (10.9%)	16位 (15位)	

第1章 参考資料①／男女共同参画データの全国比較

3 民間・労働

項目		静岡県	全国	順位	出典
女性管理職の割合	部長相当職	7.8%	6.6%	—	静岡県 ・静岡県雇用管理状況調査結果報告書(2015) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2017)
	課長相当職	11.9%	9.3%	—	
専門職の女性割合	医師	16.6%	21.1%	—	・厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(2016)
女性の労働力率 *1		51.9%	50.0%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
女性の有業率 *2		52.1%	50.7%	9位	・総務省「就業構造基本調査」(2017)

*1 労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合。(15歳以上で働く意欲を持つ人の割合。労働力状態「不詳」を除く。)

*2 有業率 …15歳以上人口で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている人の割合。

4 教育

項目		静岡県	全国	順位	出典
学校(小・中・義務・高) 校長・教頭の女性比率	校長	15.7%	14.4%	15位	・文部科学省「学校基本調査」(2018)
	教頭	19.2%	18.8%	22位	
女性の大学等進学率		53.7%	57.7%	25位	

5 育児・家事等

項目		静岡県	全国	順位	出典
育児期の女性の労働力率	30～34歳	71.8%	73.5%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
	35～39歳	73.4%	72.7%	—	
育児休業取得者の割合	女性	90.7%	83.2%	—	静岡県 ・静岡県雇用管理状況調査結果報告書(2015) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2017)
	男性	2.9%	5.14%	—	
男性の家事総平均時間(週全体)	女性	156分	151分	—	・総務省「社会生活基本調査」(2016)
	男性	16分	19分	—	

【参考資料】 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
昭和50 (1975)	・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
昭和51 (1976)	・「国際婦人の十年」始まる ・ILO事務局に婦人労働問題担当室設置		
昭和52 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	・労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置
昭和54 (1979)	・国連「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55 (1980)	・「『国連婦人の十年』中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名	・生活環境部に「婦人対策室」設置 ・「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 ・「婦人行政推進市町村連絡会議」設置
昭和56 (1981)		・「国内行動計画後期重点目標」発表	
昭和57 (1982)	・国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択		
昭和58 (1983)			・生活環境部に「婦人青少年課」設置
昭和60 (1985)	・「『国連婦人の十年』世界会議」開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61 (1986)		・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置
昭和62 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」設置 ・労働部に「就業婦人室」設置
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定
平成2 (1990)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約(夜業に関する)採択		・「婦人総合センター(仮称)」建設工事着工
平成3 (1991)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定
平成4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任	
平成5 (1993)	・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・静岡県女性総合センターあざれあ開館 ・「女性行政推進会議」設置
平成6 (1994)	・第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択 ・ILO第175条約(パートタイム労働に関する)採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法律」施行	・婦人課を「女性政策課」、就業婦人室を「就業女性室」に改称 ・婦人問題推進会議を「女性問題推進会議」に改組 ・婦人行政推進庁内連絡会議を「女性行政推進庁内連絡会議」に名称変更

参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議開催 (北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約) 批准 ・「育児・介護休業法」成立	
平成8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」 採択	・男女共同参画審議会が「男女共同 画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定 ・女性問題推進会議を「男女が共に創る しずおか推進懇話会」に改組 ・女性行政推進会議と女性行政推進庁 内連絡会議を統合し「男女が共に創る しずおか行政推進会議」に改組
平成9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準 法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」 成立 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推進 計画(アクションプログラム)」策定 ・「男女が共に創るしずおか議員連盟」発 足
平成10 (1998)		・男女共同参画審議会が「男女共同 参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正 労働基準法」一部施行	
平成11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約選定議定書」 採択	・改正男女雇用機会均等法、改正労働 基準法、改正育児・介護休業法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施 行(女性の参画の促進を規定)	・女性政策課を「生活・文化部女性政策 室」、就業女性室を「就業支援総室就 業支援室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定 (7月30日) ・大須賀町男女共同参画都市宣言 (9月14日)
平成12 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」 開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成 果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関す る法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン第2次 アクションプログラム」策定 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改 称
平成13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布・一部 施行	・「静岡県男女共同参画推進条例」公 布・施行(7月24日) ・男女共同参画に関する苦情相談窓口 を設置(7月31日) ・「静岡県男女共同参画会議」設置
平成14 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」完全施行 ・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを静岡 県女性相談センターに設置
平成15 (2003)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回 及び第5回報告審議(第29回女子差 別撤廃委員会)	・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公 布、一部施行	・「静岡県男女共同参画基本計画」“ハ ーモニックしずおか2010”策定 ・静岡県女性総合センターを「静岡県男 女共同参画センター」に改称 ・「しずおか男女共同参画推進会議」設 立(8月26日)
平成16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」の発行 (以後、毎年発行)
平成17 (2005)	・「北京+10」を開催(ニューヨーク) 第4回世界女性会議の北京宣言と 行動綱領の全面履行の必要性を再 確認	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」全面 施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定
平成18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会 合を東京で開催 ・「東京閣僚協働コミュニケ」採択	・「改正男女雇用機会均等法」成立 (平成19年4月から施行) ・「国の審議会等における女性委員の 登用の促進について」	

参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成19 (2007)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」の策定 ・県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ・「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始
平成20 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」策定(平成20年4月8日 男女共同参画推進本部) ・「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告(平成20年10月7日 男女共同参画会議基本問題調査会)	・島田市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典8月2日)
平成21 (2009)	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年11月26日可決成立、12月3日公布) ・同法により次世代育成支援対策推進法の一部改正(平成21年4月1日施行)	・富士市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典11月14日)
平成22 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)をニューヨークで開催	・「育児・介護休業法」の一部改正(平成22年6月30日から施行) ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(平成22年12月17日)	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の策定 ・「さくや姫プロジェクト」によるロールモデルの情報発信開始
平成23 (2011)	・ユニフェム(国連女性開発基金)など4つの女性に関する国際機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(略称「UN Women」)」が発足	・「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」中間報告の取りまとめ(平成23年7月)	・「さくや姫プロジェクト」Webサイトのリニューアル(さくやな人々を追加) ・「施策の展開方針」を策定(10月)
平成24 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定(平成24年6月22日)	・男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始(4月) ・「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」設置
平成25 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(平成25年5月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)	・「男女共同参画の視点からの防災手引書(本冊)・ダイジェスト版」発行(6月) ・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」の策定
平成26 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が閣議決定(平成26年6月24日)	・「ふじのくに さくや姫サミット」の開催(3月8日)
平成27 (2015)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月25日)	・「ふじのくに輝く女性人財データベース」の構築(12月16日) ・「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催(2月12日) ・「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足(3月7日)
平成28 (2016)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(平成28年4月)	・「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築(12月16日) ・「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定
平成29 (2017)		「育児・介護休業法」改正	
平成30 (2018)			・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定

【参考資料】 日本の男女共同参画の状況

日本の女性の現状を諸外国と比較すると、教育水準や平均寿命などは高いものの、国会議員や企業の管理職に占める女性比率などは極めて低く、参画が遅れています。

1 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

●GGI(Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数。世界経済フォーラム／グローバル・ジェンダー・ギャップレポートより。経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、性別格差に関する数値。

2018年の日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）に比べ、女性の社会的地位は国際社会の中では低位に位置づけられています。この調査では、北欧諸国が上位を占めています。日本は149か国中110位でした。

ジェンダー・ギャップ指数は、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。2018年の日本の数値は0.662、1位のアイスランドは0.858、最下位のイエメンは0.499となっています。

日本は、教育や健康の分野においては、高位に位置しているが、経済や政治分野においては低位に位置しており、女性の社会参画が十分でないことが示されています。（図 参-1）

分野別評価：日本の数値と順位

図：参-1

項目	2006年		2017年		2018年	
	順位	指数	順位	指数	順位	指数
GGI(ジェンダー・ギャップ指数)	80	0.645	114	0.657	110	0.662
総合						
経済	83	0.545	114	0.58	117	0.595
労働力率	76	0.66	79	0.781	79	0.799
同じ仕事の賃金の同等性	63	0.62	52	0.672	45	0.696
所得の推計値(PPP US\$)	72	0.46	100	0.524	103	0.527
管理職に占める比率	87	0.11	116	0.142	129	0.152
専門職に占める比率	55	0.85	101	0.654	108	0.671
教育	60	0.986	74	0.991	65	0.994
識字率	1	1	1	1	1	1
初等教育在学率	1	1	1	1	1	1
中等教育在学率	1	1	1	1	1	1
高等教育在学率	76	0.89	101	0.926	103	0.952
健康	1	0.98	1	0.98	41	0.979
新生児の男女比率	1	0.94	1	0.944	1	0.944
健康寿命	1	1.06	1	1.06	57	1.059
政治	83	0.067	123	0.078	125	0.081
国会議員に占める比率	86	0.1	129	0.102	130	0.112
閣僚の比率	59	0.14	88	0.188	89	0.188
最近50年の国家元首の在任年数	41	0	69	0	71	0

資料：世界経済フォーラム（WEF）「Global Gender Report 2018」

総合評価：日本の順位（経年変化）

世界経済フォーラムが2006年からランキングを発表して以来、日本の順位は低いままです。2018年は149か国中110位で、昨年度より順位を上げましたが、主要先進国の中では最下位です。（図 参-1-2）

図：参-1-2

年	2006	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
位 /	80 /	98 /	101 /	94 /	98 /	101 /	105 /	104 /	101 /	111 /	114 /	110 /
か国中	115	130	134	134	135	135	136	142	145	144	144	149

2 人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII）

●HDI(Human Development Index)

長寿で健康な生活、知識へのアクセス、人間らしい生活の水準という3つの基本的な側面に着目して、人間開発の達成度をまとめて表す指標。

3分野の達成度の平均を0～1の値で表わしている(数字が大きいほど達成度が高い)。平均余命、就学予測年数、平均就学年数、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出。

●GII(Gender Inequality Index)

ジェンダー不平等指数。リプロダクティブヘルス(妊産婦死亡率と若年妊娠出産率)、エンパワーメント(議員の男女比と所等・中等教育の男女比)、労働市場(女性の労働市場参加率)から算出。国の中での男女の格差を把握し、同時に国家間の比較を行うことを目的とする指標。従来のGEMIに変わるものとして2010年に初めて導入。

日本は、HDI（人間開発指数）、GII（ジェンダー不平等指数）共に、国際社会の中では上位に位置づけられています。（図 参-2）

人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII） 日本の順位 2017 調査

図：参-2

HDI			GII	
順位	国名	指数	順位	指数
1	ノルウェー	0.953	5	0.048
2	スイス	0.944	1	0.039
2	オーストリア	0.939	23	0.109
4	アイルランド	0.938	23	0.109
5	ドイツ	0.936	14	0.072
5	アイスランド	0.935	9	0.062
7	中国(香港)	0.933	-	-
7	スウェーデン	0.933	3	0.044
9	シンガポール	0.932	12	0.067
10	ニュージーランド	0.931	3	0.044
17	日本	0.909	22	0.103

資料：人間開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2018」

（注）HDIは189か国中、GIIは160か国中の順位。

3 女性国会議員の割合

日本の政治分野における男女共同参画は、国際的に見てかなり遅れているのが現状です。それを裏付けるように、国会議員に占める女性比率はきわめて低い状態であり、193 か国中 157 位に位置しており、先進7カ国では、最下位です。(図 参-3)

国会における女性議員の割合 日本の順位 2017年12月現在

順位	国名	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
1	ルワンダ	80	49	61.3
2	ボリビア	130	69	53.1
3	キューバ	612	299	48.9
4	ニカラグア	92	42	45.7
5	スウェーデン	349	152	43.6
14	フランス	577	225	39.0
39	イギリス	650	208	32.0
43	イタリア	630	195	31.0
45	ドイツ	709	218	30.7
64	カナダ	335	88	26.3
99	米国	434	84	19.4
115	韓国	300	51	17.0
157	日本	465	47	10.1

図:参-3

資料：内閣府男女共同参画局「女性の政治参画マップ2018」

4 女性の年齢別労働力率

日本、韓国では、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっています。一方、欧米諸国では、逆U字カーブを示し、結婚、出産、子育てによる労働力率の低下はあまり見られません。

(図 参-4)

主要国における女性の年齢階級別労働力率

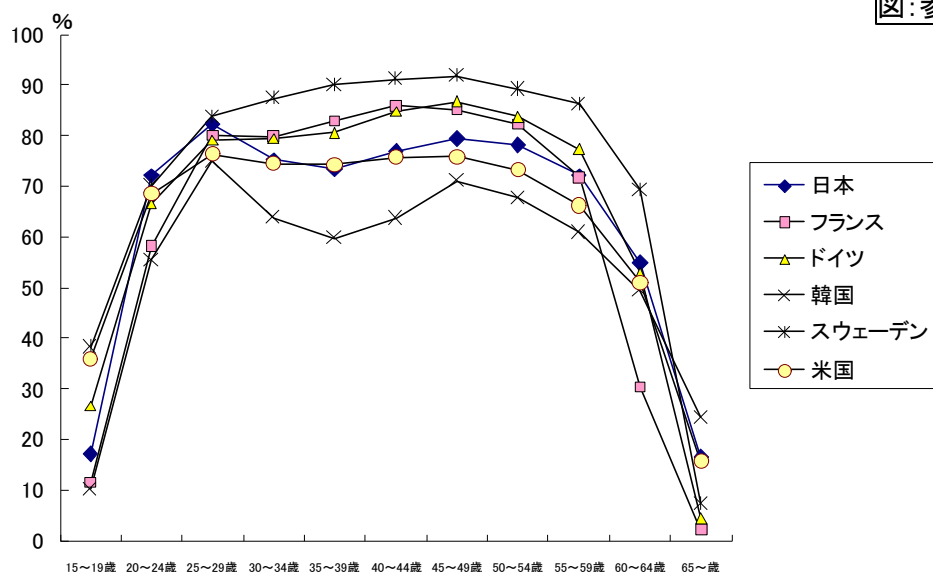


図:参-4

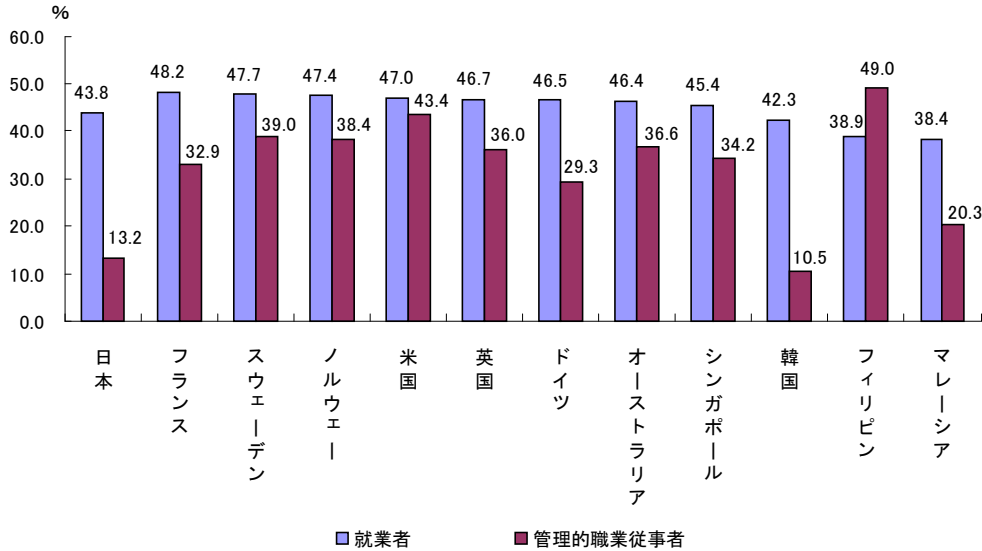
資料：内閣府「平成30年度版男女共同参画白書」

(注) 1 労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 2 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成29年)、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
 韓国、スウェーデン、米国は2017(平成29)年値、フランス、ドイツは2016年(平成28)年値。
 3 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

5 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。（図 参-5）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)



図：参-5

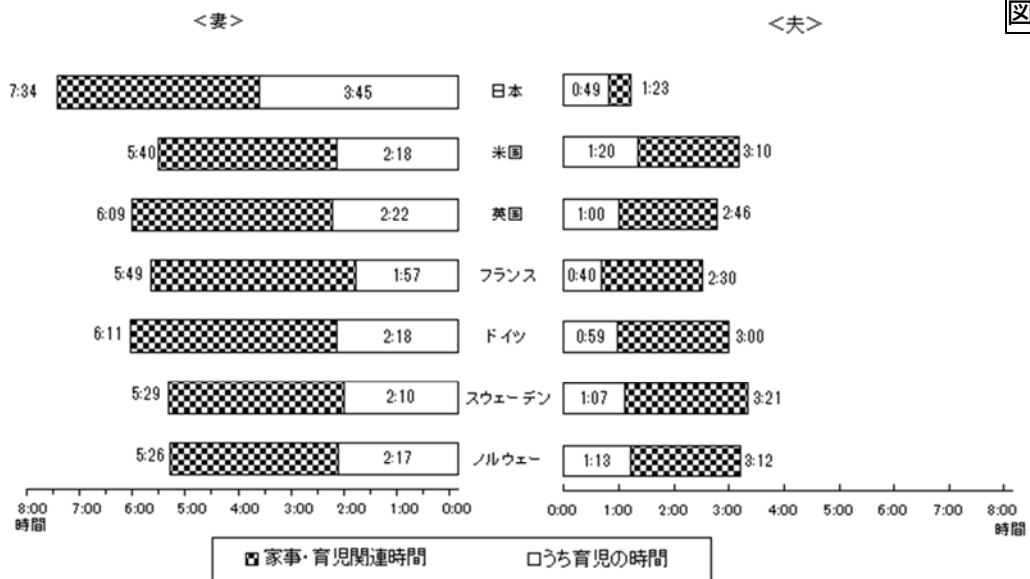
資料：内閣府「平成 30 年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成 29 年)、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
- 2 日本、スウェーデン及びノルウェーは 2017(平成 29)年、韓国及びシンガポールは 2015(平成 27)年、米国は 2013 年(平成 23)年、その他の国は 2016 年(平成 28)年の値。
- 3 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

6 男性の家事・育児の実施状況（国際比較）

日本における 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は 1 日当たり 83 分と他の先進国に比べ、低い水準にある。（図 参-6）

6 歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1 日当たり、国際比較）



図：参-6

- (注) 1 総務省「社会生活基本調査」(平成 28 年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”(2016)及び EuroStat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Man”(2004)より作成。
- 2 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の 1 日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。(週全体平均)

資料：内閣府「平成 30 年度版男女共同参画白書」

静岡県の取組状況

【2018年4月1日現在】

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	くらし・環境部県民生活局男女共同参画課
担 当 職 員 数	10 人 (専任 10 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	静岡県男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成08年08月01日	根拠: 静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日	平成13年11月01日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次静岡県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成33年03月31日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年07月24日
	施 行 日	平成13年07月24日
	最 終 改 正 日	平成19年03月20日
	改 正 内 容	条例規定中「市町村」を「市町」に改める。
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	平成 32 年度まで 40 %	平成 年度まで %	
根 拠	第2次静岡県男女共同参画基本計画 第3期実践計画(平成30年3月策定) ※平成32年度までに女性比率40%以上の審議会の割合を85%		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令等に基づく審議会、委員会及び協議会等。ただし、?事業の推進を目的としたもの、特定課題の調査、研究を目的としたもの、選任がないもの、を除く。また、委員数から、「充て職」は除く。		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	
	審議会等数(75) うち女性委員を含む審議会等数(75) 延総委員等数(1,204) 延女性委員等数(501) 女性比率(41.6)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	
	審議会等数(76) うち女性委員を含む審議会等数(74) 延総委員等数(1,369) 延女性委員等数(487) 女性比率(35.6)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	
	審議会等数(37) うち女性委員を含む審議会等数(35) 延総委員等数(898) 延女性委員等数(287) 女性比率(32.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	
	審議会等数(9) うち女性委員を含む審議会等数(7) 延総委員等数(68) 延女性委員等数(20) 女性比率(29.4)		
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	422 人 (平成 30 年 8 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	()	

参考資料／県の取組状況

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数		女性管理職の内訳									
		(人) (A)=(G+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性数 (人) (D)	女性比率 (%) (E)	(人) (E)	うち女性数 (人) (F)	女性比率 (%) (G)	(人) (G)	うち女性数 (人) (H)	女性比率 (%) (I)
本庁	計	530	44	8.3	45	3	6.7	90	3	3.3	395	38	9.6
	うち一般行政職	406	42	10.3	44	3	6.8	64	3	4.7	298	36	12.1
支庁・地方事務所等	計	465	50	10.8	11	0	0.0	44	3	6.8	410	47	11.5
	うち一般行政職	189	13	6.9	8	0	0.0	24	2	8.3	157	11	7.0
全体	計	995	94	9.4	56	3	5.4	134	6	4.5	805	85	10.6
	うち一般行政職	595	55	9.2	52	3	5.8	88	5	5.7	455	47	10.3
再掲	警察関係	200	3	1.5	0	0		35	0	0.0	165	3	1.8
	教育委員会	66	13	19.7	3	1	33.3	5	0	0.0	58	12	20.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

		課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
本庁	計	957	123	12.9	1,551	274	17.7
	うち一般行政職	726	103	14.2	903	227	25.1
支庁・地方事務所等	計	1,153	158	13.7	2,466	597	24.2
	うち一般行政職	591	39	6.6	718	233	32.5
全体	計	2,110	281	13.3	4,017	871	21.7
	うち一般行政職	1,317	142	10.8	1,621	460	28.4
再掲	警察関係	469	19	4.1	1,860	196	10.5
	教育委員会	11	4	36.4	78	23	29.5

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
本庁	計	40	9	22.5	93	26	28.0	72	16	22.2
	うち一般行政職	34	9	26.5	85	22	25.9	56	14	25.0
支庁・地方事務所等	計	65	9	13.8	127	21	16.5	203	62	30.5
	うち一般行政職	33	4	12.1	41	5	12.2	40	21	52.5
全体	計	105	18	17.1	220	47	21.4	275	78	28.4
	うち一般行政職	67	13	19.4	126	27	21.4	96	35	36.5
再掲	警察関係	21	1	4.8	54	3	5.6	139	16	11.5
	教育委員会	0	0		0	0		6	3	50.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○					○	○			○	警察は、職員の受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づき、警察本部長が適正を有すると認める者の中ら行う。警察は職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、警察本部長が適性を有すると認める者の中ら行う。
補佐級	○		○			○	○			○	知事部局は承認試験や本人の希望はなし。警察は人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主宰する「※昇任試験」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。教育委員会は勤務成績と行政経験による。
係長級	○		○			○	○			○	知事部局は承認試験や本人の希望はなし。警察は人事委員会の委任を受け、警察本部長を長とする警察昇任管理委員会が主宰する「※昇任試験」及び「選考」により行う。※「昇任試験」は、一般試験と専門試験に区分される。教育委員会は勤務成績と行政経験による。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	3,800	300	7.9
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	547	158	28.9
うち上級	377	118	31.3
うち一般行政職	165	76	46.1
うち上級	148	64	43.2
うち警察関係	268	38	14.2
うち上級	137	21	15.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	静岡県男女共同参画センター		愛称・通称	あざれあ
設置年月日	平成05年05月01日		施設形態	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：422-8063 住 所：静岡県静岡市駿河区馬淵1丁目17番1号 電話番号：054-255-8440 FAX番号：054-251-5085 ホームページ：http://www.azarea-navi.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：静岡県男女共同参画課) ○ 指定管理者(名称：あざれあ交流会議グループ) その他()			
職 員 数	常勤 10 人、	非常勤 24 人	予算額	平成30年度 89,000 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項： ホームページの管理運営、広報誌「エボカ」の編集発行) ○ 2. 講座(主な事項： 人材育成講座、相談講座、DV防止等啓発講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 電話相談、弁護士相談、精神科医相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書室の運営、情報誌「ねっとわあく」の編集発行) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 「あざれあメッセ」の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 会社説明会、宣言事業所等のセミナー・情報交換会) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 男女共同参画の視点による各種資料の収集) ○ 10. その他(主な事項：)			
男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 問10-1 一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	25
		会 員 数	8351
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1. 有 2. 無		
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 { 内 容 : 市町と県との共催による講演会等の講師派遣料(講演料、旅費)の(一部)県費負担。 条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイザー料、旅費)の(一部)県費負担。 }	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内 容 : }
--

参考資料／県の取組状況

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	256,711	253,884	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02130 %	0.02130 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具 体 的 項 目	① 女性活躍推進法に基づく「えるほし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他	○		○	

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくり宣言
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	男女共同参画社会づくりに関する知事褒賞(宣言事業所の部)

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	静岡県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するものを○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)			

参考資料／県の実況

問18 平成30年度実施事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・「男女共同参画週間」啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動	ポスターや横断幕の掲示を、市、関係団体等と協働して実施。県及び市町の行事予定を県HPへ掲載。 ポスターや横断幕の掲示を、市、関係団体等と協働して実施。	-	6月 11月12日～25日
2. 表彰 ・男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞、褒状授与式	男女共同参画社会づくりに関する県民の一層の関心と意欲を高めるため、男女共同参画に関する取組を積極的に行っている、個人、団体又は企業を表彰。	11団体	8月2日
3. 講座 ・女性の参画拡大のためのセミナー 女性防災リーダー養成講座 ・DV防止セミナー ・デートDV防止出席セミナー	地域で活躍する女性防災リーダーを育成するための防災セミナーを開催。 女性に対する暴力の問題及び女性の人権尊重に対する啓発を促進するため、女性への暴力防止運動期間中に、各相談員等を対象としたセミナーを開催。 現在と将来のデートDVを抑止するため、学生を対象とした出席講座を、20校委託により実施。	30人×2会場×2日 80人 延べ4,000人	12～2月 11月17日 6～12月
4. 相談事業 ・あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	相談者自身による解決策の見出しを促進するため、主に平日に委託及び直営により電話又は面接相談を実施。	4,000件	4～3月
5. 情報収集・提供 ・静岡県男女共同参画白書 ・市町男女共同参画施策等推進状況調査 ・男女共同参画団体登録事業 ・静岡県男女共同参画人財データベース ・ふじのくに輝く女性人財データバンク ・女性活躍応援情報発信センター推進事業	県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行。 内閣府の調査に独自の調査項目を加え、市町の男女共同参画施策及び女性の参画状況の調査をし、「みえる化」により公表。 男女共同参画を推進する団体活動を支援するため、男女共同参画団体の登録、公開及び男女共同参画センター会議室の使用優遇措置。 各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社会の形成に貢献している男女を登録、公開。 会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人財情報を把握し、企業・経営者等に向けデータを提供。 女性活躍情報のワンストップホームページの随時更新。	- 県内35市町 - - - -	12月 7～9月 4～3月 4～3月 4～3月 4～3月
6. 苦情処理 ・男女共同参画に対する苦情相談	男女共同参画課内に窓口を設置	-	4～3月
7. 交流促進 ・ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議 ・ふじのくに さくや姫サミット ・ふじのくにさくや姫サロン ・民間企業・県・市町女性管理職エンカレッジ研修 ・女性の仕事見本市 ・ワーク&ライフ体験	関係機関の連携・協働体制の強化を図るため、市町・民間機関で構成する会議を年1回開催。 県内における指導的地位にある女性による意見交換や討議を通して課題解決に取り組むことで、女性が活躍するための環境整備を進める。 女性管理職、管理職候補の方を対象に、女性活躍のロールモデルとして、自分磨きをするとともに、異業種交流による視野の拡大を図る。 民間と行政の女性新任管理職が合同で、必要な知識やスキルを習得することにより、管理職としての意欲や自身を喚起し、異業種ネットワークの形成を支援する。 県内企業で活躍する先輩女性に見える化し、多様な業種・業態の魅力ある仕事の認知度を上げ、ライフデザインを見据えた職業選択を促し、継続就労の動機付け・意識付けを図る。 県内企業で活躍する女性の仕事と家庭(ホームインインターンシップ)の体験を通して、職業生活と家庭の両立をイメージさせ、今後のライフデザイン(仕事と家庭)の形成を支援する。	- - - - - -	1～2月 10月12日 6月～9月 9月6日 9月2日 11月～2月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・男女共同参画社会づくり宣言推進事業 ・先進事例研究会 ・「女性活躍推進のための手引き」発行	県内事業所・団体における男女共同参画社会づくりを推進するため、事業所等こと取組を宣言し、それを登録、公表する。平成30年7月末現在で1,574件が登録済。 宣言登録事業所等には、登録証の交付、研修開催時の講師謝金の助成、情報交換会の開催、企業ガイダンスの実施などにより取組を支援している。 企業経営者層が女性活躍の必要性を認識し、推進にむけて職場の環境整備等に取り組む意識を醸成するため、講演会の実施と併せて、参加企業間の交流も促し、県内の女性活躍に係る機運を高める。 企業における女性の活躍を推進するため、取り組む過程で抱えやすい課題を中心に取り上げて解説し、次に必要な取組に向けた有効な視点を示唆することで、更なる推進につなげる。	- - - -	通年 2月18日 2月
9. 国際交流・海外派遣事業 10. 調査研究 11. その他 ・県職員に対する研修 ・市町連携事業 ・市町男女共同参画計画策定等支援アドバイザー派遣事業 ・市町男女共同参画担当課長会議 ・市町男女共同参画担当職員セミナー	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやすい勤務環境を整備するためのセミナーを開催。 市町と県との共催による講演会等の講師派遣料(講演料、旅費)の一部を県費で負担。 市町における条例制定又は市町男女共同参画計画策定のためのアドバイザー派遣(アドバイザー料、旅費)の一部を県費で負担。 県内市町の男女共同参画担当課間の情報共有及びネットワークを構築し、市町の自主性に配慮しながら県と連携して男女共同参画施策を推進するため、年度当初に会議を開催。 市町担当職員の男女共同参画に関する知識と理解を促進し、市町における男女共同参画の視点による地域の課題解決を図るため、セミナーを開催。	- - - - -	- - - -